

○ 経済産業省告示第百三十六号

輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成十三年経済産業省告示第七百五十八号）の一部改正  
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出  
貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、令和二年一月二十二日から施行する。

令和元年十一月二十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改  
め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

経済産業大臣 梶山 弘志

改 正 後  
改 正 前

輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定  
により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するも  
のとする。

一・二 「略」

輸出令別表第一の七の項（一）に掲げる貨物であつて、貨物  
等省令第六条第二号ハ（一）5若しくは6若しくは（二）3又  
はニ（一）5若しくは6若しくは（二）3若しくは4に該当す  
るもの

四十五 「略」

十六 輸出令別表第一の一の一二の項（一）に掲げる貨物であつて、  
貨物等省令第十一条第一号の二に該当するもの  
十七～二十 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定  
により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するも  
のとする。

一・二 「略」  
〔新設〕

三十四 「略」

十五 輸出令別表第一の一の一二の項（一）に掲げる貨物であつて、  
貨物等省令第十一条第一号ロに該当するもの  
十六～十九 「略」